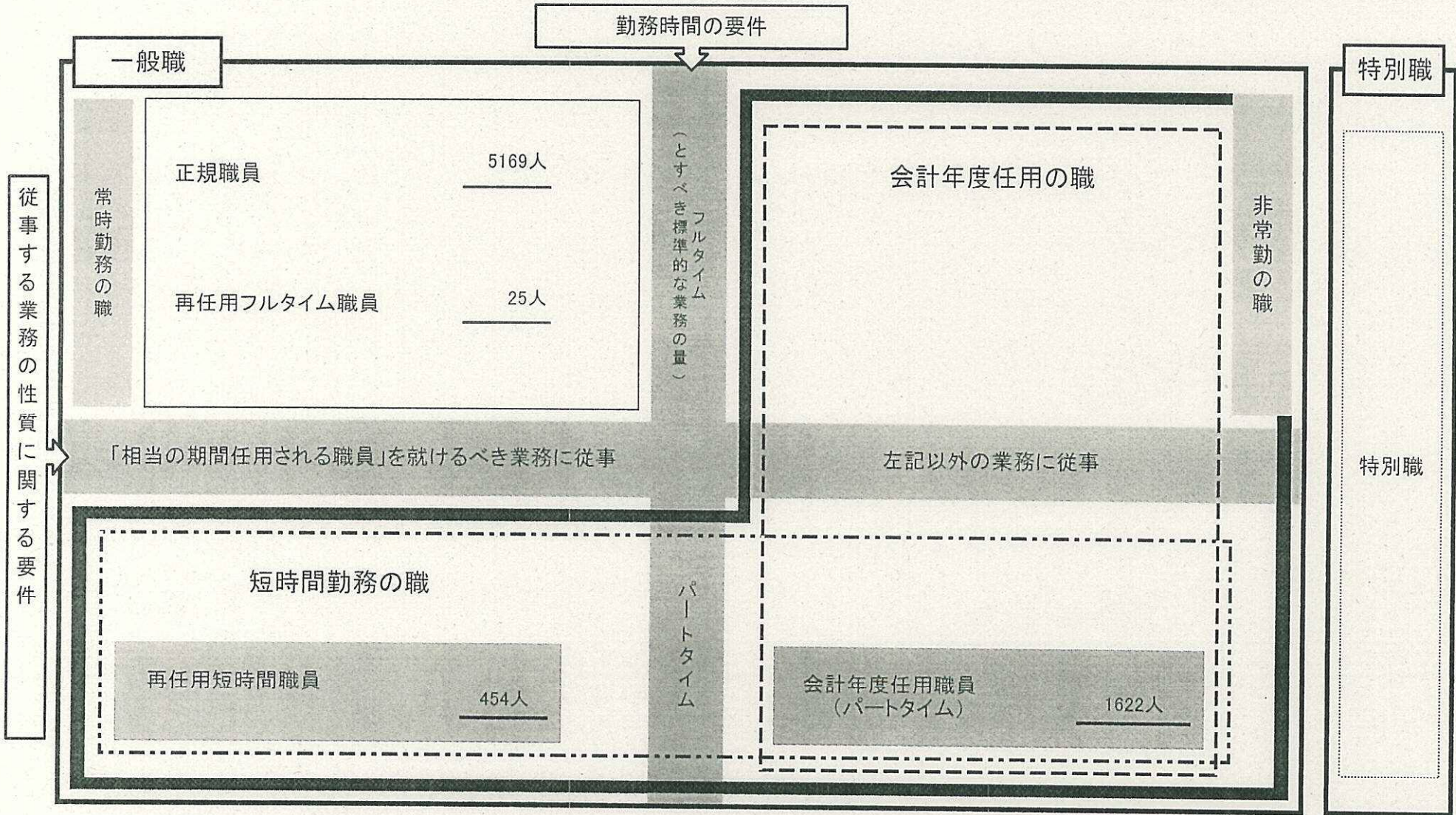


「職」ごとの職員数



※職員数は令和2年4月1日現在
※旧県費負担教職員を除く
(会計年度任用職員は小中学校勤務者を除く)

文化財について

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。一般的には、寺社などの建造物や仏像などの形があるものが思い浮かびますが、伝統芸能や自然の景観なども文化財に含まれます。文化財保護法では、これら文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観の6類型に分類し、重要なものを指定・選定・登録し、重点的に保護しています。また、静岡県文化財保護条例や浜松市文化財保護条例によって県と市の指定文化財制度が定められています。

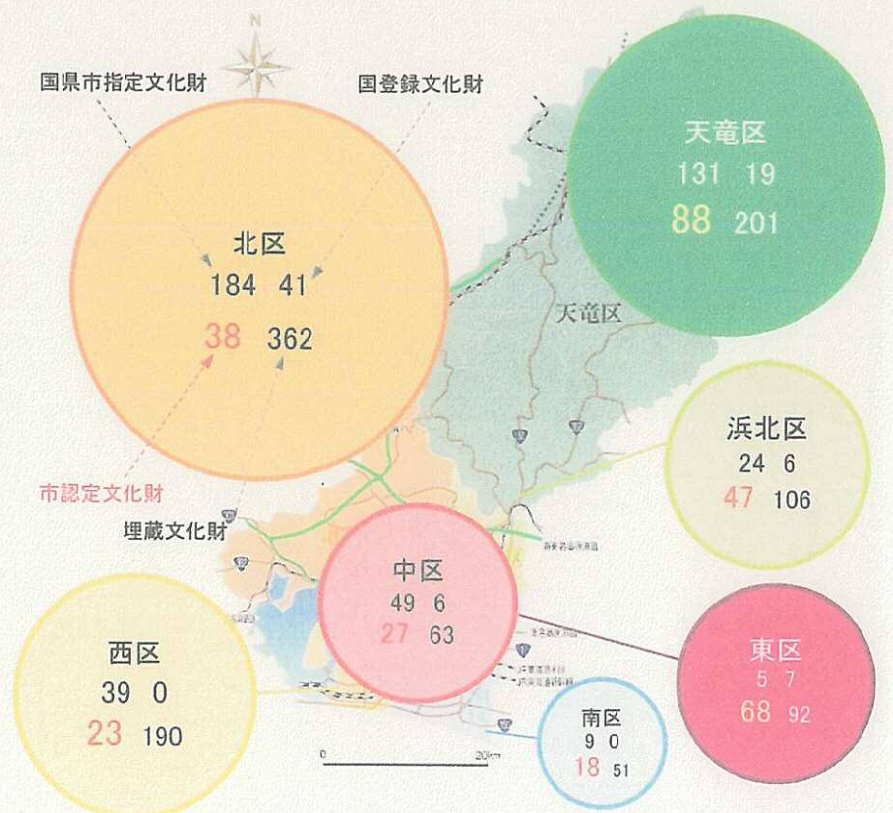
◆指定・登録・認定制度

制度の区分	選定の要件等	制約等
国の指定文化財	日本国民や静岡県民にとって重要な文化遺産・環境遺産。国と静岡県がそれぞれ指定する。	所有者に健全な管理義務。現状変更には許可が必要。活用方法にも制約が生じる可能性がある。
県の指定文化財	浜松市民にとって重要な文化遺産・環境遺産。浜松市教育委員会が指定。希薄な種別が生じている。国・県の上位指定があった場合は解除される。	国・県の制度と同様。所有者の代替わりによっても原則継続される。新たな指定にはこの点で同意を得られないことがある。
市の指定文化財	指定文化財とは異なる。日本の建築史上重要な景観を形成してきた建造物等を国の原簿に登録する。建築後50年以上が目安。種別は限定的。	指定文化財に比べ外観等を除き改造も可能、活用方法にも制約は少ない。登録の継続は期待されるが、登録原簿からの抹消も例がある。
国の登録文化財	浜松市民が自らの地域で顕彰すべきと考えた文化遺産・環境遺産。地域推薦により、浜松市教育委員会が認定し活用する。	認定により継承と活用を期待するが、認定解除もやむを得ないとする。公開を条件とはしない。補助金の対象としない。
市の認定文化財		

◆指定・登録・認定等の対象

有形文化財	建造物・絵画・彫刻・工芸品 ・書籍・典籍 ・古文書 ・考古資料 ・歴史資料
無形文化財	人の優れたわざ
民俗文化財	無形民俗・有形民俗・記憶遺産★
記念物	史跡・名勝 天然記念物
伝統的建造物群	宿場町 門前町など
文化財の保存技術	修復や 道具の技術
文化的景観	棚田・漁村など
その他	伝承地★ 近代化遺産★ 伝統的生活文化★

★市認定文化財独自の種別



浜松市内 各区分指定等文化財件数 (令和2年4月1日現在)

浜松市指定文化財等集計表 (令和2年4月1日現在)

			中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	重複	小計	合計	
有形文化財	建造物	国			1		4				5	30	
		県					3		1		4		
		市	3	1	2		5	3	7		21		
	絵画	国	1				1					1	29
		県					5				6		
		市					11	1	10		22		
	彫刻	国					3	1				4	70
		県		1	2	1	8				12		
		市	2		5	3	32	2	10		54		
	工芸品	国	3				2			3		8	49
県		3		2	1	1		1		8			
市		3		2		14		14		33			
書跡	国					1			1		1	30	
	県								1		1		
	市	11				10	1	6		28			
典籍	国					1					1	6	
	県	1									1		
	市	1				3				4			
古文書	国										0	20	
	県								1		1		
	市	3	1	5		3	2	5		19			
考古資料	国										0	16	
	県	4				2	1				7		
	市	1		2		6				9			
歴史資料	国										0	6	
	県										0		
	市	1				4		1		6			
無形文化財											0	0	
民俗文化財	無形	国				1			2	-1	2	11	
		県			1		2		2		5		
	市	1				1	1	2	-1	4			
	有形	国									0	15	
県			1		1		3		5				
市					3	1	6		10				
記念物	史跡	国	1				1		2		4	80	
		県	1				4	2	2		9		
		市	4	1	10	1	24	6	22	-1	67		
	名勝	国					1				1	10	
		県			1		5			-1	5		
	市	1		1					3	-1	4		
天然記念物	国							1	1		2	62	
	県	2	1			3		9		15			
市	2		4	3	19	2	17	-2	45				
内訳	国指定		4	0	1	0	15	2	8	-1	29		
	県指定		12	2	7	2	34	3	20	-1	79		
	市指定		33	3	31	7	135	19	103	-5	326		
合計			49	5	39	9	184	24	131	-7	434		
重複	ひよんどりとおくない(北・天竜) 浜名湖(西・北) ギフチョウ(北・天竜) 遠州大念仏(中・浜北) 佐鳴湖(中・西) ウミガメ(南・西) 東大山一里塚(北・西)												
登録有形文化財			6	7	0	0	41	6	19		79		
浜松市認定文化財			27	68	23	18	38	47	88	-1	308		
埋蔵文化財包蔵地			63	92	190	51	362	106	201		1065		
重複	袖ヶ浦三十三観音霊場(東・浜北)												